

八王子市子供会育成団体活動補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日施行

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

(通則)

第 1 条 この要綱は、市の予算の範囲内で交付する八王子市子供会育成団体活動補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、八王子市の単位子ども会の自主性を尊重しつつ、その健全な向上発展を期し、育成団体相互の連絡を密にし、親睦と福祉の増進をはかる八王子市子供会育成団体連絡協議会（以下「市子連」という。）の活動推進により、子どもたちに豊かな自然や地域の特長を活かした体験的活動や多世代交流などの経験を重ねさせながら、思いやりや協調性などの豊かな心と郷土愛を育むことを目的として交付する。

(対象事業、経費、補助率及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は市子連及び当団体に所属する、単位子ども会の活動とする。なお、補助対象経費及び補助率は別表に定めるところとする。

2 補助金の額は別表に定めるところにより市の当該年度の予算の範囲内において決定する。

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は市子連とする。

(交付申請書等の様式)

第 5 条 交付申請書等の書式は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 補助金交付申請書（規則第 6 条関係） | 第 1 号様式 |
| (2) 補助金交付決定通知書（規則第 7 条関係） | 第 2 号様式 |
| (3) 補助事業変更・中止・廃止申請書（規則第 10 条関係） | 第 3 号様式 |
| (4) 補助事業実績報告書（規則 12 条関係） | 第 4 号様式 |
| (5) 補助金確定通知書（規則第 13 条関係） | 第 5 号様式 |

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする市子連の代表者（以下「申請者」という。）は、前条第 1 号に規定する補助金交付申請書により交付申請を行い、添付するその他必要な書類は、事業計画書、予算書及び収支計画書とする。

(交付申請書等の提出期限)

第 7 条 交付申請書等の提出期限は、事業に着手する日の属する月の初日（土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合はその翌日）までに提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、交付申請書等の審査を行った後、速やかに補助金を交付するものとする。なお、支払いは概算払いとする。

(実績報告)

第9条 申請者が行う実績報告は、第5条第4号に規定する補助事業実績報告書により行うものとし、添付する資料は決算書、出納簿等その他必要があると認められる資料等とする。

(実績報告書等の提出期限)

第10条 事業終了後、市が指定する期日までに前条に規定する補助事業実績報告書類を提出するものとする。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定により補助事業実績報告書類の提出を受けたときは、審査し補助金の額を決定し、確定通知書により市子連の代表者に通知する。なお、残金等がある場合は市が指定する期日までに返還するものとする。

(関係書類等の整備)

第12条 補助金の交付を受けたものは、補助金に係る関係書類を整備し、補助対象事業の年度終了後5年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成34年（2022年）3月31日にその効力を失う。
- 3 元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行日以降においては、この附則の規定中「平成34年（2022年）」とあるのは、「令和4年（2022年）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年（2026年）3月31日にその効力を失う。

別表（第3条関係）

対象事業	目的	事業内容（対象経費）	補助率等
子供会育成団体 連絡協議会活動	子供会育成団体 連絡協議会の行 事の活性化を図 ること	(1) 子供会育成団体相互の連携を深め るための活動（情報交換等） (2) 複数の市子連加入団体の参加によ る青少年の健全育成活動 (3) 広報活動 (4) 前に掲げるもののほか、目的を達 成するために必要な活動 (5) 単位子供会がない会員活動 (6) 新規加入促進を目的とした広域型 イベント事業	対象事業経費の 1/2 以内 ただし、 (3) 「新規加入促進を目的 とした広報活動」 (5) 「250 円×単位子ども 会に所属できない会員数」 (6) 1 開催のみについて は対象事業経費の 10/10
子供会人材育成	子供会活動を通 じて、次世代を 担う育成者やリ ーダーなどの人 材を育成するこ と	(1) 各種リーダー及び指導者など人材 確保に係る活動 (2) 各種リーダー及び指導者などの養 成及びスキルアップのための活動 (3) 前に掲げるもののほか、目的の達 成に必要な事業 (4) (1)～(3)に係る活動に必要な 保健師等の専門指導員等への謝礼、 その他、事業の協力者への謝礼	対象事業経費の 10/10
子供会地区・単位 活動	地区、単位子 会の活動の活性 化や充実を図る こと	(1) 地区、単位子会の活性化に資す る事業 (2) 広報活動 (3) 地区、単位子会に加入する子供 が参加する活動 ① スポーツ、レクリエーション事業 ② 社会活動 ③ 文化活動 ④ その他 (4) 市子連に新規に加入する単位子 会への支援 (5) 休会・退会していた単位子会が 市子連に再加入した場合の支援 (6) 前に掲げるもののほか、目的の達 成に必要な事業・支援	次に掲げる方法により算 出した額を合算した額と する (1) 地区活動費 5,000 円×地区内子ども会 数 (2) 単位活動費 10,000 円+ (250 円×単位 子ども会会員数) (当該年度5月1日時点の 人数及び以降3月31日ま での新規会員) また、(4)については1団 体につき、上限 100,000 円 とする。 (5)については1団体に つき、上限 50,000 円とす る。